

所沢市再エネ電気切替推進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、電力需給契約を再生可能エネルギー100パーセントの電気に切り替えた個人又は法人等に対し、予算の範囲内において所沢市再エネ電気切替推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、再生可能エネルギー100パーセントの電気の利用を推進し、もって市域の温室効果ガス排出量の削減を図り、脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 再エネ電気 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気が100パーセントであるもの又は再生可能エネルギー由来であることを指定した非化石証書（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成22年経済産業省令第43号）第4条第1項第2号に規定する非化石証書をいう。）等で環境価値を補完されることにより、再生可能エネルギー電気が実質100パーセントとなるもの

(2) 低圧契約 小売電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定するものをいう。以下同じ。）又は小売電気事業者が行う小売供給に関する契約の締結の取次ぎを業として行う者と締結する次のいずれかに該当する電力需給契約

ア 契約電流が5アンペア以上60アンペア未満

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以上50キロボルトアンペア未満

ウ 契約電力が1キロワット以上50キロワット未満

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する電力プランに係る低圧契約とする。

- (1) 所沢市再エネ電気切替推進補助事業登録制度実施要領（令和８年４月１日施行）第７条から第９条までの規定により通知を受けた電力プラン
- (2) 電源構成その他資料により、再エネ電気であることが確認できる電力プランであって、前号に該当しないもの
(補助対象者)

第４条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）

は、再エネ電気でない電力プランに係る低圧契約を締結しており、当該電力プランを市内の供給地点特定番号（電気事業法施行規則（平成７年通商産業省令第７７号）第３条の１３第２項第４号に規定する供給地点特定番号をいう。以下「特定番号」という。）における前条各号のいずれかに切り替えた者であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている個人又は市内の事業所等で業を営み、若しくは活動する個人若しくは法人その他の団体（以下「事業者等」という。）
- (2) 補助金の交付申請時において、特定番号における前条各号の電力プランに係る低圧契約を１か月以上継続しており、かつ、当該特定番号における当該電力プランに係る低圧契約を補助金の交付決定日から１年以上継続する意思があること。
- (3) 個人にあつては、過去に同一の世帯において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 事業者等にあつては、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 補助金の交付申請時において、市税（所沢市税条例（昭和２５年告示第７６号）第３条に掲げる税目をいい、所沢市国民健康保険税条例（昭和３２年告示第１５７号）第１条に規定する国民健康保険税を含む。以下同じ。）の未申告及び滞納がないこと。

(補助金額)

第５条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第３条第１号の電力プランに係る低圧契約 ３万円
- (2) 第３条第２号の電力プランに係る低圧契約 ２万円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所沢市再エネ電気切替推進補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条各号の電力プランに切替え後の直近1か月分の電気料金の請求書等の写し
- (2) 第3条各号の電力プランに切り替える直前1か月分の電気料金の請求書等の写し
- (3) 事業者等にあつては、業を営み、又は活動することを証する書類の写し及び市内の事業所等の登記事項証明書（全部事項証明書）又は賃貸借契約書
- (4) 第3条第2号の電力プランに切り替える場合にあつては、当該電力プランが再エネ電気であることが確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一の世帯又は事業者等につき1特定番号に限り行うことができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該申請に係る補助金の交付を決定し、所沢市再エネ電気切替推進補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長が必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の支払)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の決定をした日から起算して30日以内に、指定された金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 市長は、前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(調査等)

第11条 市長は、必要に応じて交付決定者の低圧契約の状況調査を行うことができる。

(書類の保管)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付に係る関係書類を、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。